

産業競争力強化法の一部を改正する法律案要綱

一 政府は、産業競争力強化法の一部を改正する法律の施行後三年以内に、事業活動に対する支援に係る組織及び制度について統合、廃止等の見直しを行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(産業競争力強化法附則第二条の二関係)

二 この法律は、公布の日から施行すること。

(附則関係)